

マイクロソフトコーポレーションに対する審判審決について
(ウィンドウズのOEM販売契約に係る拘束条件付取引)

平成20年9月18日
公正取引委員会

公正取引委員会は、被審人マイクロソフトコーポレーション(以下「被審人」という。)に対し、平成16年9月1日、審判開始決定を行い、以後、審判官をして審判手続を行わせてきたところ、平成20年9月16日、被審人に対し、平成17年法律第35号による改正前の独占禁止法第54条第1項の規定に基づき、審判審決を行った(本件平成16年(判)第13号審決書については、当委員会ホームページの「報道発表資料」及び「審決等データベース」参照)。

1 被審人の概要

事業者名	所在地	代表者
マイクロソフト コーポレーション	アメリカ合衆国ワシントン州レッドモンド ワンマイクロソフトウェイ	スティーブ・ バルマー

2 本件の経緯

平成16年 7月13日 勧告(平成16年(勧)第22号)
9月 1日 審判開始決定
10月25日 第1回審判

平成19年 8月 6日 第17回審判(審判手続終結)
平成20年 7月31日 審決案送達
8月14日 審決案に対する異議の申立て
9月16日 審判審決

3 審決の概要

(1) 違反行為の概要等

被審人は、平成13年1月1日以降、同16年7月31日まで、日本国内においてパーソナルコンピュータ(以下「パソコン」という。)の製造販売を営む業者と直接交渉し、被審人の「Windows」という名称を付したパソコン用基本ソフトウェアをOEM販売することを許諾するための契約(以下「OEM販売契約」という。)を締結する^(注1)に当たり、同許諾を受けたパソコンの製造販売業者(以下「OEM業者」という。)に対して、OEM業者が、当該パソコン用基本ソフトウェアによる特許権侵害を理由に被審人又は他の被許諾者等に対して訴訟を提起しないこと等を誓約する旨の条項(以下「本件非

問い合わせ先	公正取引委員会事務総局官房総務課審決訟務室 電話 03-3581-5478(直通)
ホームページ	http://www.jftc.go.jp

係争条項」という。)を含む契約の締結を余儀なくさせ、OEM業者の事業活動を不当に拘束する条件を付けてこれと取引していた(以下、それぞれ、パソコン用基本ソフトウェアを「パソコン用OS」、「Windows」という名称を付したパソコン用OSの総称を「被審人製品」又は「ウィンドウズシリーズ」、被審人がOEM業者と直接交渉し、本件非係争条項を含むOEM販売契約を締結することを「直接契約」という。)

また、被審人は、平成16年8月1日以降の直接契約から本件非係争条項を削除しているが、上記の平成16年7月31日までを終期とする直接契約における本件非係争条項は、同年8月以降も引き続き効力を有している^(注2)。

これらの行為は、パソコンAV技術^(注3)取引市場における公正な競争秩序に悪影響を及ぼすおそれを有するものであり、公正競争阻害性を有し、不公正な取引方法(昭和57年公正取引委員会告示第15号)第13項(不当な拘束条件付取引)に該当し、独占禁止法第19条の規定に違反するものである。

(注1) 実際のOEM販売契約の当事者は被審人の子会社等であるが、被審人自らOEM業者と交渉し、許諾条件を定め、OEM販売契約上の文言を決定している。

(注2) 本件非係争条項の効力が、ライセンスを受けている被審人製品のみならず、その将来製品、交換製品又は後継製品にも及ぶことを「本件非係争条項の将来的効力」という。

(注3) デジタル化された音声又は画像を視聴できるようにするための機能をパソコン上で実現するために必要となる技術。

(2) 主文の概要

ア 被審人は、自社の子会社等をして、被審人製品の使用(販売を含む。)の許諾をするための契約を我が国のOEM業者との間で締結させるに当たり、当該OEM業者に対して、本件非係争条項の付された契約の締結を余儀なくさせ、もって、被許諾者の事業活動を不当に拘束する条件を付けて当該OEM業者と取引していた行為を平成16年8月1日以降取りやめていることを、被審人の業務執行機関において確認しなければならない。

イ 被審人は、今後出荷されるすべての被審人製品に関して、AV機能に係る特許権に関する範囲に限り、本件非係争条項の将来的効力が及ばないこととする旨を、被審人の業務執行機関において決定し、その旨を、当該OEM業者に対し、書面で通知しなければならない。この通知の方法については、あらかじめ、公正取引委員会の承認を受けなければならない。

ウ 被審人は、今後、我が国のパソコンの製造販売業者に対して前記アと同様の行為をしてはならない。

(3) 本件の主な争点

ア OEM業者は、本件非係争条項が付された直接契約の締結を余儀なくされていたか否か

イ 平成16年7月31日以前においてOEM業者のパソコンAV技術の研究開発意欲が損なわれる高い蓋然性が存在したか否か

ウ 平成16年8月1日以降においてもOEM業者のパソコンAV技術の研究開発意欲が損なわれる蓋然性が高いか否か

エ 本件非係争条項によるパソコンAV技術取引市場及びパソコン市場における競争への悪影響の有無

オ 本件非係争条項は正当化事由を有するか否か

カ 排除措置の相当性

(4) 争点に対する判断の概要

ア OEM業者は、本件非係争条項が付された直接契約の締結を余儀なくされていたか否かについて

平成12年には、ウィンドウズシリーズが全世界におけるパソコン用OSの90パーセントを占め、年々その割合が増加していること等から、OEM業者にとって、パソコン製造販売事業を継続するためには、最新バージョンのウィンドウズシリーズのOEM販売の許諾を受けることが必要不可欠であった。

また、被審人は、本件非係争条項の含まれた直接契約の代替手段として間接契約^(注)を挙げているが、間接契約によるOEM販売は、OEM業者のパソコン製造販売における競争力を著しく減殺し、OEM販売によるパソコン製造販売事業の継続を困難なものにするものと認められる。

さらに、本件非係争条項の削除の可能性をうかがわせる事情は認められない。

よって、OEM業者は、不合理な本件非係争条項の付された直接契約の締結を余儀なくさせられていたものと認められる。

(注) 被審人の販売代理店を通じて、ウィンドウズシリーズが記録された記録媒体を購入することにより、ウィンドウズシリーズのOEM販売許諾を受ける契約形態。

イ 平成16年7月31日以前においてOEM業者のパソコンAV技術の研究開発意欲が損なわれる高い蓋然性が存在したか否かについて

本件非係争条項は、無償のライセンス付与という性質に加えて、その対象となる製品がライセンス対象製品のみならず将来製品にも及び、かつ、極めて長期間にわたり、さらに、ウィンドウズシリーズの機能の拡張に伴い、広範な特許権が将来的に無償ライセンスの対象となっていく可能性があるところ、いったんOEM業者の特許権に係る技術がウィンドウズシリーズに取り入れられてしまった場合には、パソコンを利用するほとんどすべての者が当該OEM業者の特許権を利用することができることになり、OEM業者は自社のパソコンAV技術を第三者に許諾するという方法で技術開発の対価を回収すること及び自ら開発したパソコンAV技術を第三者に許諾せず自社製品のみを利用して自社製品を差別化するという方法を選択することも困難となること、ウィンドウズシリーズの技術情報の開示が不十分であって、契約締結時の交渉において特許権侵害の主張を被審人に対して行うことができないこと、被審人はウィンドウズシリーズのAV機能の拡張・強化を行っていること、そして本件非係争条項については、複数のOEM業者が、本件非係争条項が自社のパソコンAV技術に係る特許権に影響を与える旨の懸念を表明して、被審人に対してその削除を要求していたことから、OEM業者は、現実にも、パソコンAV技術についてウィンドウズシリーズに取り込まれる可能性を認識しつつ、パソコンAV技術を開発しなければならない状況にあったと認められる。

これらにかんがみると、本件非係争条項によって、OEM業者のパソコンAV技術に対する研究開発意欲が損なわれる高い蓋然性があったものと認められる。

ウ 平成16年8月1日以降においてもOEM業者のパソコンAV技術の研究開発意欲が阻害される高い蓋然性が存在したかについて

平成16年7月31日以前における本件非係争条項の存在により、平成13年1月1日以降平成16年7月31日までの長期間にわたり、OEM業者のパソコンAV技術の研究開発意欲が損なわれる高い蓋然性が存在し、その結果、パソコンAV技術に係る新規技術や改良技術及びその技術に係る製品の出現などが妨げられていたおそれがあること、また、平成16年8月1日以降であっても、平成16年7月31日以前のライセンス対象製品から継承された機能及び特徴部分については、平成16年8月1日以降に使用許諾されるウィンドウズシリーズについても本件非係争条項の効力が及ぶことを考慮すると、本件非係争条項が直接契約から削除されたことから直ちに、OEM業者のパソコンAV技術に係る研究開発意欲が損なわれる蓋然性が消滅し、パソコンAV技術に係る研究開発が活発化するという事はできない。

また、平成16年7月31日以前に出荷されたウィンドウズシリーズによって、OEM業者は、パソコンAV技術の中核的技術に係る自社の特許権が侵害されている可能性が高いと認識し、当該認識には合理的な根拠が存在したと認められる。

よって、平成16年8月1日以降、直接契約から本件非係争条項が削除された後においても、OEM業者のパソコンAV技術の研究開発意欲が損なわれる高い蓋然性がなお継続していると認めるのが相当である。

エ 本件非係争条項によるパソコンAV技術取引市場及びパソコン市場における競争への悪影響の有無について

OEM業者と被審人は、パソコンAV技術取引市場において競争者の関係にあるところ、OEM業者は、有力なパソコンAV技術を保有していても、本件非係争条項によりパソコンAV技術に関する研究開発意欲が損なわれる結果、その地位は弱められる一方で、被審人は、自社のパソコンAV技術をウィンドウズシリーズに搭載することによって、そのパソコンAV技術を迅速かつ広範に世界中に頒布・普及させ、その地位を強化することができることからすると、本件非係争条項は、パソコンAV技術取引市場における競争を停滞、排除させるおそれを有するものであり、同市場における競争秩序に悪影響を及ぼすものである。また、そのおそれは、平成16年7月31日以前における被審人のパソコンAV技術取引市場における地位などをも考慮すると、本件非係争条項が削除された同年8月1日以降現在に至るまで継続されていると認められる。

なお、パソコン市場における公正な競争秩序への悪影響を判断するためには、少なくとも、パソコンにおけるAV機能の役割を含めパソコンAV技術による製品差別化が困難となることによるパソコン市場における影響の程度についての分析が必要となるが、本件記録上、これらパソコン市場における公正な競争秩序への悪影響を認定・判断するに足りる証拠は十分とはいえない。

オ 本件非係争条項は正当化事由を有するか否かについて

被審人は、ウィンドウズシリーズが社会的に広く利用されるプラットホー

ムであるから、その権利義務に関する安定性は社会的に強く要請されるものであり、本件非係争条項は、当該安定性をもたらしており、それゆえ競争促進的であると主張する。

しかしながら、本件非係争条項は、パソコン用OS市場における有力な地位を利用して、パソコンAV技術の競争者であるOEM業者に本件非係争条項の受入れを余儀なくさせて特許権侵害訴訟の提起等を否定するものであり、そのような不当な手段である本件非係争条項によって被審人の主張するようなウィンドウズシリーズの安定効果が図られるとしても、前記エの認定を覆すに足りるものとは評価されない。

カ 排除措置の相当性について

被審人は、平成16年8月1日以降、本件非係争条項を付された直接契約の締結を取りやめているところ、それ以降における本件非係争条項の効力は、平成16年7月31日以前に締結された直接契約に基づくものであること、本審決案に係る手続の終了時点において、本件非係争条項の将来的効力が及ぶ可能性があるウィンドウズシリーズは、過去にOEM販売の許諾を受けたウィンドウズシリーズにおける発明又は機能及び特徴を引き継いだウィンドウズシリーズに限定されていること、独占禁止法第19条が「公正な競争を阻害するおそれ」の段階をもって独占禁止法違反とするのは、弊害が現実的に生じる萌芽の段階でもって不公正な取引方法を規制し、よって実質的な競争制限に発展する可能性を阻止する等の趣旨を有するものであること等をも考慮し、本件においては、今後出荷されるウィンドウズシリーズに関して本件非係争条項の将来的効力が及ぶことを排除するとともに、違反行為の再発を防止する等のため、主文のとおり命ずるのが相当である。